

検定試験の自己評価シート

自己評価実施日：2021年3月1日

検定事業者名：公益社団法人 日本速記協会
 検定試験名：速記技能検定

【4段階評価の目安】

A：達成されている B：ほぼ達成されている C：やや不十分である D：不十分で、改善すべき点が多い

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
【評価の視点】 検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、受検者や活用者(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。また、実施主体自身が、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。						
I 検定試験の実施主体に関する事項	① 組織・財務	1	《検定試験の目的》 ○検定試験の目的が明確であるか。	「定款」第2章目的に、「この法人は、広く国民の書記能力を増進し、記録事務の能率化を図るため、速記の普及発達とその利用分野の開発に努め、あわせて速記技能者の技術水準及び社会的評価の向上に資する諸事業を行うとともに、公正で正確な発言記録作成技術の普及に努め、もって、我が国文化の発展に寄与することを目的とする」と定めている。 【HP・定款】(https://sokki.or.jp/files/koukajouhou/teikan_24nen.pdf) 具体的には、検定により人が話す言葉を素早く書き取り、正確に書き記す技能を判定することを目的としている。 【HP・速記技能検定】(https://sokki.or.jp/kentei/ginou)	A	引き続き組織体制の充実及びPDCAサイクルに基づく事業の改善に努める。
		2	《検定事業の実施に関する組織体制》 ○検定試験の目的を達成するための組織として、検定事業実施体制(役職員体制、事務処理体制、危機管理体制、内部チェック体制等)が適切に構成されているか。	検定事業実施体制 ■役職員体制 ・定款で定められた役員(名簿はHPで公開)のうち検定担当理事の統括のもとで実施されている。 ■事務処理体制 ・「速記技能検定に関する規程」に基づき、作問委員、試験委員、運営委員による公正な実施運営を行っている。 ■危機管理体制 ・自然災害等やその他不測の事態への対応及び情報漏えいについては、適宜検定実施マニュアルに記載しているほか、試験委員に徹底させている。 ■内部チェック体制 ・合否の判定は二次採点プラス検定審査委員会の審議によって決定している。 ・経理・出納業務においては、上長の承認を得るとともに、担当者同士が相互にチェックする体制になっている。	A	
		3	《検定実施主体の財務経理情報の備え置き》 ○実施主体の財務経理情報を備えているか(検定試験を継続して実施している場合には、複数年分の財務経理情報を備えているか)。	■備えている 収支計算書・貸借対照表・財産目録等の公益法人会計基準に則った書類を備えている。 定款に基づく財務経理情報を備え置くとともに、HPで公開している。 □備えていない	A	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
I 検定試験の実施主体に関する事項	① 組織・財務	4	《検定実施主体の財務経理の監査》 ○財務経理に関して、定期的、または、適宜監査を受けているか。	■受けている(■内部監査、□外部監査、□その他) 監事2名(1名は税理士監事)による内部監査を受けている。 □受けていない	A	引き続き組織体制の充実及びPDCAサイクルに基づく事業の改善に努める。
		5	《検定事業以外の事業との区分》 ○検定事業とその他の事業の財務経理の区分が明確であるか。	■区分が明確である。 □区分を行っていない、又は、区分が明確でない。 □その他の事業を行っていない。 検定は公益目的事業の資格付与に位置づけ、経理についても検定事業の収支として明確に区分けしている。	A	
		6	○その他の特記事項等。			
	② 情報公開、個人情報	7	《検定試験に関する情報公開》 ○受検者や活用者(学校・企業等)に対して、インターネット等を活用して、検定試験の実施主体に関する事項や、検定試験に関する情報が公開されているか。	一般に供する書類として、定款第38条第3項に定める書類を事務所に備え置きするとともに、HP上で一部公開している。 定款(https://sokki.or.jp/files/koukaijyohou/teikan_24nen.pdf) HP・速記技能検定(https://sokki.or.jp/kentei/ginou/)	A	今後も必要な情報公開を行うとともに、「個人情報管理規程」に基づく個人情報の保護及びセキュリティの向上に努める。
		8	《個人情報保護》 ○受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されているか。	「個人情報管理規程」を定めて運用しているほか、HP上で「個人情報保護方針」を公開している。(https://sokki.or.jp/privacy/) 志願票に「記載されている個人情報は、速記技能検定実施に係る事務においてのみ使用します。」と明記している。	A	
		9	○その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
I 検定試験の実施主体に関する事項	③ 事業の改善に向けた取組	10	《質の向上に向けた取組》 ○目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に検定試験の運営等を改善するとともに、自己評価シート等が公表されているか。	各回の検定の概要を理事会に報告して評価・改善について意見を聴取し、その内容をもとに次年度の事業計画を立て、実行に移している。定期的に自己評価を行い、自己評価シートをHP上で公開している。	A
		11	《内容・手段等の見直しの体制》 ○知識・技術の発展や社会環境の変化に応じて、内容や手段等を常時見直す体制となっているか。	理事会において速記検定のあり方について常に検討している。その結果、速記の概念を広げ、平成30年1月検定からパソコンの高速入力による受検も認めるなど社会環境の変化に対応した見直しを行っている。	A
		12	○その他の特記事項等。		
【評価の視点】 適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。					
II 検定試験の実施に関する事項	① 受検手続等	13	《検定試験の概要》 ○検定試験の目的に沿って、測る知識・技能、領域(分野)、対象層(受検資格等)、試験範囲、水準等が級ごとに明確になっているか。	「速記技能審査基準」において、等級、領域、内容等を規定している。また、HP上に「各級のレベル」として、その内容・難易度を音声のサンプルとともにわかりやすく示している。(https://sokki.or.jp/kentei/ginou/level/)	A
		14	《受検資格》 【受検資格を制限する試験の場合】 ○年齢や事前の講座受講の有無等によって受検資格が制限されている場合には、その合理的な理由が示されているか。	受検上の制限は設けていない。	
		15	《受検手続・スケジュール等》 ○試験の実施規則・要項等において、受検手続・スケジュールが適切に定められるとともに、常時、見直しを行っているか。	「速記技能検定に関する規程」及び「速記技能検定受検案内」において、手続・スケジュールを定めている。 (https://sokki.or.jp/kentei/ginou/outline/) (https://sokki.or.jp/kentei/ginou/flow/) なお、受検者の利便性向上のため手続の簡素化に向けた見直しを行っている。	A
		16	《問い合わせ先の設置》 ○受検者からの手続等に関する問い合わせ、試験後の問い合わせ先が設置され適切に公開されているか。	■受検手続に関する問い合わせ窓口 ・協会事務局で対応 (TEL 03-6205-9701 email:info@sokki.or.jp) ■試験後の疑義申し立てなどの対応窓口 ・協会事務局で対応 (TEL 03-6205-9701 email:info@sokki.or.jp) ■その他 ・協会事務局で臨機応変に対応している。	A
PDCAによる検証・改善を通じて質の向上に努めるとともに、時代の変化に合わせた改善を継続する。					
受検者の利便性向上に資するため、手続の見直しを継続して行う。					

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
II 検定試験の実施に関する事項	① 受検手続等	17	《受検料》 ○受検料の適正性・妥当性について点検・検証されているか。	検定に係る費用(作問料・試験委員料・採点料、会場使用料・事務所費用)と受検者数を考慮し、収支相償の観点から適切に事業が運営できるよう検証し、料金を設定している。	A	受検者の利便性向上に資するため、手続の見直しを継続して行う。
		18	《障害者への配慮》 ○障害者が受検する場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮が行われているか。	障害者の受検についての規程は定めていないが、申し出があればでき得る限り柔軟に対応している。	B	
		19	《多くの受検者が簡便・公平に受検できるための配慮》 ○より多くの受検者が、簡便、かつ、公平に受検できるような配慮が行われているか。	現時点では4～6級に限り、受検者が5名以上いる団体が申請した場合に分試験(自分の学校など協会が指定した会場以外の場所で実施する試験)を行うことができる。(速記技能検定に関する規程第11条)その場合、公平性の観点から本会場と同日・同時刻開催を原則とし、それ以外の場合は別の問題を作成して実施している。	A	
		20	○その他の特記事項等。			
	② 試験実施	21	《作問・審査体制》 ○検定試験の目的、内容、規模等に応じて、検定試験の作問体制・審査体制が適切に構成され、運営されているか。	【作問体制】 ・各回ごとに、「速記技能審査基準」に基づき、適切かつ公平な問題文(朗読文)の作成をしている。 ・協会が委嘱した10人の作問委員により各級を分担し、相互チェックをしながら作成している。 【審査体制】 ・協会が委嘱した運営委員による1次・2次採点の後、検定審査委員会の審査を経て、最終的に理事会で合否を決定している。	A	厳正・公平な検定試験を実施するため、適切かつ透明性の高い実施体制に配慮する。
		22	《情報の管理体制》 ○検定試験に関する情報管理体制が適切に構成され、情報管理対策(情報管理マニュアルの整備や担当者への研修・注意喚起など)が講じられているか。	試験問題及び解答は、事務局から各会場の総括責任者のもとに送付し、厳正な管理を徹底している。 試験会場における問題文及び朗読CDの開封は、検定当日、立会人のもとに、試験開始1時間前に行うよう徹底している。「(検定試験実施の手引)試験問題文の朗読・印刷は内部処理をしている。	A	
		23	《各試験会場を総括する責任者の配置》 ○各試験会場を総括する責任者が配置されているか。	各試験会場に総括(実施運営責任者)を配置し、総括を通じて、試験監督者に対して説明及び指導を行っている。	A	
		24	《試験監督業務についての共通理解》 ○試験監督業務のマニュアルが定められ、試験実施会場・機関に事前に配付されており、試験監督者等の共通理解が図られているか。	「検定試験実施の手引」に試験監督業務のマニュアルが、準備段階から当日試験終了まで時系列的に定められている。 ・マニュアルは事前に試験委員に配付するとともに、当日、その場で打ち合わせをして共通理解を図っている。	A	
		25 該	《学校等が試験を実施する会場を設けている場合の公平性の確保》 【検定実施団体自らが試験を実施する会場とは別に、学校や民間教育施設等が試験を実施する会場を設けている場合】 ○検定実施団体自らが試験を実施する会場と同等の公平性が確保されているか。	4～6級に限り、5名以上の受検者がある場合に申請により分試験(自分の学校など協会が指定した会場以外の場所で実施する試験)を認めている。 その場合、実施日は原則として同日・同時刻開催としているが、やむを得ず別の日に行う場合は、問題文を変えて実施している。 実施に当たっては、必ず1名以上の監督者を置いて、不正の防止、公平性の確保を図っている。	A	

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
Ⅱ 検定試験の実施に関する事項	② 試験実施	26	《受検者の本人確認》 ○受検者の本人確認は、顔写真を添付した受検票の用意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われるよう講じられているか。	試験開始前に行う受付時に受検票を提出してもらい名簿と照合している。 3級以上は受検票に顔写真を貼付。 受検票を忘失した場合は、4～6級は運転免許証等の証明書で本人確認を行い、3級以上は生年月日等を尋ね、協会事務局に確認した上で受検を認めている。	A	厳正・公平な検定試験を実施するため、適切かつ透明性の高い実施体制に配慮する。
		27	《不正行為等への対応策》 ○受検者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対応策が講じられるとともに、対応マニュアルが作成され、職員や試験監督者等の共通理解が図られているか。	「速記技能検定に関する規程」及び「速記技能検定機器使用要領」により、タブレット、スマートフォンの使用及び録音機能、通信機能、イヤホン及びヘッドホンの使用禁止を記載している。 上記の内容は、試験開始前に受検者に口頭で伝えるとともに、試験委員の間で共有している。	A	
		28	《天災等のトラブルへの対応》 ○試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保について配慮されているか。	天災による被害や交通機関遅延の程度により、試験開始時刻の変更や中止を決定している。当日、受検ができなかった場合は、受検料の返還または次回検定への振り替え等を行っている。	A	
		29	○その他の特記事項等。			
	③ 学校の単位認定や入試等に活用される検定試験	30 該	《受検機会の確保》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○受検機会の設定に関して児童生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされているか。	本検定は、学校の単位認定や入試等に活用される検定試験に該当しない。		
		31 該	《検定試験と学習指導要領との関係》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○当該検定試験と学校教育との関係性(学習指導要領に基づく学校における学習との関連等)が明確に示されているか。			
		32 該	《試験結果の公平性・安定性》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○年度ごとや、年間の回ごとでの試験結果が互いに比較可能となるよう検証されているか。			
		33 該	○その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
Ⅱ 検定試験の実施に関する事項	④ コンピューターを使って行う検定試験	34 該	《コンピューターを使う場合の本人確認》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○IDとパスワード等で本人確認が行われているか。	本検定は、自宅やCBT会場で受検することはできない。	
		35 該	《コンピューターの使いやすさ》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○テスト画面や操作方法が受検者にわかり易くなっているか。		
		36 該	《コンピューターの安定性の確保》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○システムの冗長化、バックアップリカバリー等、試験が安定的に運用される体制を取っているか。		
		37 該	○その他の特記事項等。		
Ⅲ 検定試験の試験問題に関する事項	【評価の視点】 検定試験の目的や内容が明確であり、知識・技能を測る手法や審査・採点の基準等が適切であること。				
	① 測定内容・問題項目	38	《検定試験の設計》 ○検定試験の目的に沿って、適切に知識・技能を測れるよう、設計が行われているか。	「速記技能審査基準」に基づき、速度や日本語表記力を測るよう設計している。	A
		39	《試験問題と測る知識・技能の関係》 ○検定試験の設計に従って、各問題項目がつくられているか。	協会が委嘱した作問委員により、「速記技能審査基準」で定めた各級のレベルに適した問題文のテーマを設定し、難易度、漢字含有率、数字・片仮名表記の量などが均等になるように意識して作成されている。	A
		40	○その他の特記事項等。		
					審査基準に基づき、適切な問題文の作成に努める。

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
Ⅲ 検定試験の試験問題に関する事項	② 審査・採点	41	《審査・採点基準の明確さ・適切さ》 ○審査・採点の基準が明確に定められており、また、これが当該検定試験の設計と合致しているか。	採点基準は「速記技能検定に関する規程」第19条で明確にし、HP上の検定案内において公表している。 (https://sokki.or.jp/kentei/ginou/outline/)	A	今後も採点基準に沿って、厳正な審査・採点に努める。
		42 該	《主観的な評定における採点の公平性の確保》 【面接・論文・実技等の主観的評定の場合】 ○面接・論文・実技等の主観的評定について、マニュアルの周知やトレーニングの実施により採点基準についての共通理解が確保され、公平な採点がなされているか。	本検定の審査は、公平性を確保するため、協会が委嘱した運営委員による1次・2次採点の後、検定審査委員会の審査を経て、最終的に理事会で判断している。	A	
		43	○その他の特記事項等。			
	③ 試験結果に基づく試験の改善	44	《試験結果に基づく試験の改善》 ○試験結果から得られるデータに基づき、検定試験の問題内容や測定手段、審査・採点基準について検証し継続的な改善を図っているか。	各回の検定終了後、作問委員の間で各級の難易度やテーマ、それによる合格率やミス傾向を分析し、問題の改善に役立っている。また、検定審査委員会において気づいた点を、作問委員にフィードバックしている。	A	今後も検定試験の結果を改善に結びつけるよう配慮する。
		45	○その他の特記事項等。			
	④ コンピュータを用いた検定試験	46 該	《コンピューターと紙の試験の公平》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○通常の紙による試験と比較可能な結果が得られるような配慮がなされているか。	本検定は該当しない。		
		47 該	○その他の特記事項等。			

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価	
IV 継続的な学習支援 ・検定試験の活用促進	【評価の視点】 検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。また、受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者において適切な取組を進めていること。				
	48	《検定の結果を証明する書類の発行》 ○検定の結果を証明する合格証や認定証等が発行されているか。	■発行されている。 ・合格者には合格証を無料で発行するほか、1級・2級の合格者には、申請により速記士証を交付している。 (https://sokki.or.jp/kentei/ginou/pass/)	A	今後も継続的な学習支援に努めるとともに、活用の仕方をアピールするための工夫をする。
	49	《受検者が獲得した知識・技能の明示》 ○受検者が獲得した又は保持している知識・技能の内容を、活用者が一見して判断し得るよう明らかにしているか。	・HP上の「各級のレベル」において知識・技能の内容を明らかにしている。 (https://sokki.or.jp/kentei/ginou/level/)	A	
	50	《検定試験と活用先の能力の関係》 ○当該検定試験と企業等や地域等の社会における諸活動との関係性が明確になっているか。	・HPの「速記を知る・学ぶ」のコーナーに速記を学ぶメリットを掲載するとともに、速記の活用の仕方をPRしている。 (https://sokki.or.jp/manabu/)	A	
	51	《受検者の継続的な学習の参考となる情報の提供》 ○受検者に対して、試験の可否だけでなく、領域ごとの成績、合格後の学習の指針など、受検者の継続的な学習の参考になる情報が提供されているか。	・過去の試験問題と朗読音源のCDを販売している。 (https://sokki.or.jp/kentei/ginou/cdbuy/) ・HP上に練習用の朗読問題文を速度別に公開し、学習の支援をしている。 (https://sokki.or.jp/manabu/study/training/) ・可否の結果を通知する際に、級ごとの講評を添えるとともに、必要に応じて個人へのコメントを付けて注意を促している。 ・「日本の速記」に問題文と解説を掲載している。	A	
	52	《試験問題等の公開》 ○過去の試験問題や正答、類似問題等が公開されているか（ただし、試験の性質上、公開することによって、事後の出題に影響が生じるものを除く）。	・受検者は、各級の問題文を持ち帰ることができる。 ・過去の試験問題を「速記技能検定試験問題集」として販売している。 ・過去の朗読音源を販売している。 ・各回の検定終了後、「日本の速記」に問題文を掲載している。	A	
	53	《活用事例の調査・把握》 ○学校・企業・地域等での検定試験の活用事例を調査・把握しているか。	・学校や企業等での活用事例については調査・把握はしていないが、速記の有用性等をHPで紹介している。 (https://sokki.or.jp/manabu/about/#katsuyo)	B	
	54	○その他の特記事項等。			